

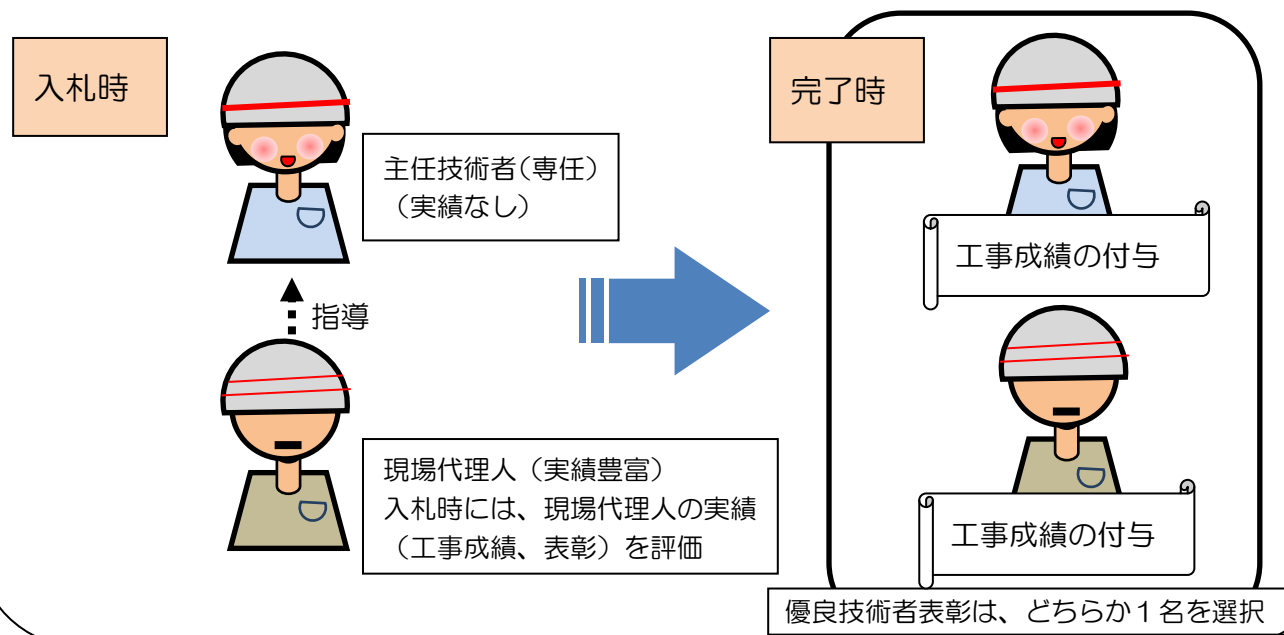
## 建設工事において、主任技術者等として、若手技術者を配置することを評価する総合評価落札方式について

### 1 現状と課題

- (1) 若手入職者の減少により技術者の高齢化が進行し、建設業者の施工能力の低下や品質確保への影響が懸念される。
- (2) 現行の総合評価落札方式では、価格以外の評価項目である技術者要件「配置技術者」として、主任技術者の実績（工事成績や表彰履歴）を評価していることから、これらの実績を持たない若手技術者を配置することが敬遠されてしまう。

### 2 取組内容等

総合評価落札方式において、実績のない（少ない）若手技術者を主任技術者として配置し、かつ実績を有し、経験豊富な技術者を現場代理人として配置する場合は、「配置技術者」として、現場代理人の持つ実績を評価する。



### 3 実施時期

平成27年10月1日以降の公告案件で実施

### 4 効果

- (1) 若手技術者が実績を積むことによって、以降の工事において、若手技術者を独立して、主任技術者として配置することが可能となる。(現場代理人との兼任可能)
- (2) 工事現場において、経験豊富な現場代理人の指導を受けることで、若手技術者の技術力が向上する。
- (3) 若手入職者減少と技術者高齢化の抑制が期待される。